

議案第10号

出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第53条」に、「第4条第2号」を「第5条第2号」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建設業法施行令等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。